

## 鳥取県小学生バレーボール連盟加盟団体登録規定

### 第1条 (チームの加盟)

- 1) 本連盟の加盟団体は、鳥取県バレーボール協会に登録された団体でなければならない。
- 2) 加盟しようとする団体は、JVA メンバー制度にチーム登録を済ませ、団体所在地の小連の承認を得た後に申請すること。
- 3) 登録の有効期間は、毎年4月1日より翌年3月末までとする。

### 第2条 (チーム代表者)

チーム代表者（JVA メンバー制度におけるチーム代表者）は、JVA に登録あるいは未登録の選手がチーム加入を希望した場合、承認し、所定の手続きを行わなければならない。

### 第3条 (登録構成員の資格)

- 1) 鳥取県内の国・公・私立小学校および各種学校に在籍し、あるいは在住している者で、4月1日現在12才未満の者
- 2) JVA に個人登録を済ませた者であること。
- 3) 登録は一人一団体とする。

### 第4条 (チームおよび選手登録)

- 1) JVA にチーム及び選手登録（JVA メンバーという）を済ませてある場合に限り、団体および選手の加盟への登録を承認する。他の都道府県の選手を登録させるには、双方の各理事長の承認を得ること。
- 2) 県小連主催あるいは主管の試合（地区予選も含む）に参加しようとする団体は、別に定める「競技者及び役員倫理規定」を守らなければならない。

### 第5条 (移籍)

- 1) 登録団体（チーム代表者）は、JVA メンバーから移籍や退団の申し出があった場合、別に定める「競技者及び役員倫理規定」に抵触しない限り、迅速に対応しなければならない。
- 2) 登録選手は移籍を希望する場合、移籍前の指導責任者が移籍を承諾する場合は、JVA 及び日小連規定に準ずる手続きを行うこと。
- 3) 移籍とは一団体を退団して6ヶ月以内に他の団体へ登録する場合も含む。
- 4) 移籍をした選手は、追加登録が完了した日以降、最初に開催される以下の大会への出場は認められない。また、年度を越えての移籍の場合においても、同様の条件を適用する。  
ただし、県小連倫理委員会が教育的配慮を要すると認めた場合は、この限りではない。
  - ①全日本バレーボール小学生大会
  - ②鳥取県小学生バレーボール選手権大会
  - ③鳥取県小学生バレーボール新人大会
- 5) 移籍に限り「競技者及び役員倫理規定」に抵触する可能性がある場合は、異議申し立てを書面にて受理した後、県小連倫理委員会で審査の後裁定する。
- 6) 他の団体へ移籍した者は、同一年度内に元のチームに再登録することはできない。

### 第6条 (競技会への参加)

- 1) 本連盟の主催または主管する競技会への参加は、本連盟の加盟団体の登録構成員でなければならない。

- 2) 他団体からの移籍選手は、同一大会期間中（予選から本大会）においては、チーム構成員として承認されていても、試合に出場することはできない。
- 3) 新規登録選手は、同一大会期間中（予選から本大会）においても、登録選手数が12名に満たないチームの場合、競技会へ参加することができる。
- 4) 第5条の3)により倫理委員会で移籍を不当に裁決された競技者は、異議申し立ての書面を受理された日より最高で6ヶ月間は競技会に出場できないこととする。
- 5) 各競技会への参加は、その競技会の開催要項に準ずる。

#### 第7条 (ベンチ役員)

本連盟の主催または主管する競技会への参加において、ベンチ役員は本連盟規定および参加する大会要項を遵守しなければならない。

#### 第8条 (懲罰)

- 1) 登録に虚偽の申請をした時、その他本規定に反した時、または合法的ではあってもアマチュアスポーツマン精神に反すると本連盟が認めた時は、登録団体または登録構成員に対し登録を拒み、または取り消し、あるいは一定期間競技会への参加並びに出場を停止することがある。

#### 第9条 (大会参加)

大会参加並びに出場については、本規定のほか大会参加要項を併用して適用する。

#### 第10条

登録団体の関係者及び登録された構成員は、鳥取県小学生バレーボール連盟の「加盟団体登録規定」と「競技者及び役員倫理規定」を守らなければならない。

#### 附 則

本規定は平成21年4月5日より適用する。

平成28年3月27日改正

平成30年4月1日改正